**道路施設定期点検　報告会議要領**

1. 適用範囲
2. 本要領は、道路法施行規則第4条の5の6の規定により、近接目視による定期点検・診断等の実施が法定義務化されたトンネル、橋梁、歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバート、モノレールの定期点検及び、道路防災点検、路面下空洞調査、道路付属物（標識・照明等）の定期点検（以下、道路施設定期点検とする）に適用する。

1. 報告会議の目的
2. 道路施設定期点検より診断された結果に基づき、第三者に被害を及ぼす可能性のある損傷や、緊急性を有する修繕事業について情報共有を行うとともに、予防保全につなげることを目的とする。
3. 適用する基準
4. 大阪府橋梁点検要領
5. 大阪府トンネル点検要領
6. 大阪府歩道橋点検要領
7. 大阪府コンクリート構造物点検要領
8. 大阪府舗装点検要領
9. 大阪府道路付属物（標識・照明等）点検要領
10. 大阪府道路防災点検要領
11. 大阪モノレール点検要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府　都市整備部　道路室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　交通戦略室

1. 報告会議

道路施設定期点検により診断された結果を確認し、緊急性を有する修繕事業等の情報共有を目的として道路施設定期点検報告会議（以下、報告会議とする）を設置する。

なお、報告会議の詳細については、以下のとおりとする。

1. 報告会議の開催時期（報告時期）

報告会議の開催は、道路施設定期点検業務の期間中に受注者と調整のうえ実施する。

1. 報告会議の構成
2. 会　　長（大阪府○○土木事務所所長）
3. 委　　員（大阪府○○土木事務所技術次長）
4. 委　　員（　　　　同　　　　　管理課長）
5. 委　　員（　　　　同　　　　　維持保全課長）
6. 事務局（　　　　同　　　　　担当Ｇ長）
7. 事務局（　　　　同　　　　　担当主査）
8. 事務局（　　　　同　　　　　担当職員）
9. 受注コンサルタンツ等

報告会議には、会員の他、必要に応じ専門家等を加えることができるものとする。

また、会長がやむを得ず報告会議に出席できない場合は、会長が指名する者が会長を代行するものとする。

1. 報告会議の対象

報告会議の対象は、1.適用範囲の道路施設定期点検とする。

1. 報告会議の内容

報告会議は、道路施設定期点検結果の報告を行い、以下のことについて協議、検討を行う。

1. 点検した道路施設毎の健全性の診断に関すること。
2. 補修を優先すべき損傷の抽出に関すること。
3. 緊急性を有する修繕事業の抽出に関すること。
4. 補修を実施するまでの間、清掃、グリスアップ等損傷の進行を防止する措置に関すること。
5. その他、点検・診断・補修に関する技術的決定に関すること。
6. 報告者

報告会議の報告者は、担当グループ長、担当主査、担当職員とする。

1. その他

報告会議は、設計審査会を兼ねて実施することができる。

1. 診断の確定

健全性の診断の判定方法については、3.の適用する基準のとおりとするが、報告会議における協議により内容の変更を行うことができるものとする。